

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に係る被保険者資格の管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る被保険者資格の管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

平成31年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に係る被保険者資格の管理事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、市町村及び特別区は介護保険法に基づき介護保険を行うものとされており、保険制度を運営する団体を保険者といい、横浜市介護保険の保険者は横浜市となる。</p> <p>市町村単位で介護保険は運営され、横浜市の被保険者は介護保険法第9条(被保険者)により、市町村内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者、65歳以上の者が第1号被保険者、介護保険法第13条(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)に該当する被保険者と定められている。ただし、介護保険法施行法第11条(適用除外に関する経過措置)により、該当する者は被保険者としなない。</p> <p>また、介護保険法第12条(届出等)により「第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」と規定され、被保険者の異動について被保険者に届出の義務が課せられていることから、被保険者の期間等を管理している。</p> <p>介護保険は被保険者が要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要となった場合に、保険医療サービス・福祉サービス等(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)の保険給付を行うためのものである。介護保険サービスの給付に関する費用や、保険料額を決定する必要があることから、その算定に含まれる期間や被保険者が属する世帯の世帯員についても同様に管理している。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p> <p>○被保険者資格の適正化 住民登録外被保険者に係る個人番号の特定を行うことで、住民登録地で介護保険の被保険者となっていないかや、介護保険法第11条(資格喪失の時期)に該当していないかの確認を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム1(資格マスタ)、介護保険システム1(認定マスタ)、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(資格マスタ)、統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、8項、11号、26項、30項、33項、39項、42項、56の2項、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、108号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項第2号、第3号ロ、第8号ハ 第3条第1項第3号、第4号ロ、第9号ハ 第5条第1項第2号 第6条第1項第1号イ、第5号ロ 第7条第1項第3号ニ 第10条第1項第3号ニ 第12条の3第1項第3号 第15条第1項第3号 第19条第1項第1号レ 第22条の2第1項第1号、第2号ロ、第6号ロ 第24条の2第1項第1号、第3号ハ、第7号イ 第25条第1項第3号ハ、 第25条の2第1項第7号 第30条第1項第9号 第31条の2第1項第2号、第4号ハ、第8号イ 第32条第1項第1号ハ、第2号ハ、第3号 第33条第1項第5号 第43条第1項第3号ハ、 第43条の2第1項第8号ロ 第44条第1項第1号レ 第49条第1項第2号ハ 第55条第1項第1号ニ、第2号ロ、第8号ロ、第9号ハ 第55条の2第1項第1号ハ 第59条第1項第3号ニ</p> <p>【照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条第1項第、第6号、第7号 第47条第1項第2号、第15号、第20号、第21号、第22号、第23号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4253
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(2)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1号(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務) 第2号(介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務) 第3号(介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務) 第7号(介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務) 第8号(介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務) 第9号(介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務) 第10号(介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務) 第11号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項(健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務) 2項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) 3項(健康保険法による保険給付の支給に関する事務) 4項(船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務) 6項(船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付に関する事務) 26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務) 30項(社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務)	【提供】 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、8項、11号、26項、30項、33項、39項、42項、56の2項、58項、61項、62項、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	33項(私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務) 39項(国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務) 42項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) 56の2項(災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務) 58項(地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務) 61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務) 62項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務) 80項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) 87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務) 90項(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務) 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) 117項(年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務)	80項、87項、90項、94項、108号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1号、第5号ハ、 第3条第1号、第5号ハ、 第6条第1号、第4号ロ、 第19条第1号コ、 第25条第3号ハ、 第30条第8号、 第32条第1号ハ、第2号ハ、第3号、 第33条第5号、 第43条第3号ハ、 第44条第1号コ、	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1項第2号、第3号ロ、第8号ハ 第3条第1項第3号、第4号ロ、第9号ハ 第5条第1項第2号 第6条第1項第1号イ、第5号ロ 第7条第1項第3号ニ 第10条第1項第3号ニ 第12条の3第1項第3号 第15条第1項第3号 第19条第1項第1号レ 第22条の2第1項第1号、第2号ロ、第6号ロ 第24条の2第1項第1号、第3号ハ、第7号イ 第25条第1項第3号ハ、 第25条の2第1項第7号 第30条第1項第9号 第31条の2第1項第2号、第4号ハ、第8号イ 第32条第1項第1号ハ、第2号ハ、第3号 第33条第1項第5号 第43条第1項第3号ハ、 第43条の2第1項第8号ロ 第44条第1項第1号レ 第49条第1項第2号ハ 第55条第1項第1号ニ、第2号ロ、第8号ロ、 第9号ハ 第55条の2第1項第1号ハ 第59条第1項第3号ニ	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐藤 泰輔	介護保険課長	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	